

市税等の納付は便利で安心な口座振替をご利用ください

市税等の納付は、便利で安心な口座振替をご利用ください。

振替日に指定口座から自動的に納付されます。金融機関等に出向く手間がかからず、納め忘れの心配もありません。

○口座振替できる税金等

- 市・県民税(普通徴収)
- 固定資産税
- 軽自動車税(種別割)
- 国民健康保険税(普通徴収)
- 介護保険料(普通徴収)
- 後期高齢者医療保険料(普通徴収)

○口座振替日

各税金等の納期限の日

※基本的には月末ですが、12月は25日です。また、納期限が土・日・祝日に当たる場合は翌営業日に振替になります。

○口座振替開始日

原則、お申込みをした月の翌月の納期分からです。

○口座振替の申込方法

次の金融機関の窓口でお申込みいただけます。

- | | | | |
|---------------|---------|----------|---------|
| ●常陽銀行 | ●筑波銀行 | ●茨城県信用組合 | ●東日本銀行 |
| ●常陸農業協同組合 各支店 | ●水戸信用金庫 | ●烏山信用金庫 | ●中央労働金庫 |
| ●ゆうちょ銀行・郵便局 | | | |

※口座振替依頼書は、市内の金融機関および市役所税務徴収課・各支所に備え付けてあります。

※市役所・各支所ではお申込みできません。金融機関にお申込みください。

○申込みの際に必要なもの

- 通帳等口座番号がわかるもの
- 通帳の届出印
- 納税通知書(納付書)

◇◇◇市税等は納期限内に納付しましょう◇◇◇

問 本庁 税務徴収課 徴収推進G ☎55-8084

上下水道料金の支払いは口座振替をご利用ください

上下水道料金の支払いには、便利で安心な口座振替をご利用ください。

振替日に指定口座から自動的に料金が納入されますので、支払いに行く手間や、払い忘れの心配もありません。ぜひ、ご利用ください。

預貯金残高が不足にならないよう、振替日前日までに入金をお願いします。振替日に振替できなかつた場合、再振替は行っていませんので、ご注意ください。

○振替日

毎月25日(土・日曜日、祝日にあたる場合は翌営業日)

※窓口での手続き後、口座振替が適用されるまでの1~2か月は、納付書でお支払いください。

○申込方法

次の金融機関(本店・各支店)または水道お客さまセンターの窓口でお申込みください。

- ・常陽銀行
- ・筑波銀行
- ・茨城県信用組合
- ・東日本銀行
- ・常陸農業協同組合(支店のみ)
- ・水戸信用金庫
- ・烏山信用金庫
- ・中央労働金庫
- ・ゆうちょ銀行、郵便局

○申込みの際に必要なもの

- ・通帳など口座番号がわかるもの・通帳の届出印・お客様番号がわかるもの(納入通知書など)

※口座振替依頼書(申込用紙)は、市内の金融機関および水道お客さまセンター・各支所にあります。

問 常陸大宮市水道お客さまセンター ☎52-0427